

平成30年度

契物備第3号

物品売買契約書

物品売買契約書

1. 契約物品 ワイヤーストリッパー1個ほか317点買入

2. 契約金額 金*, ***, ***円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金***, ***円

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に8/108を乗じて得た額である。

ただし、() の部分は、契約者が、課税業者である場合にのみ使用する。

内 訳

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	合 価	摘 要
別紙内訳書のとおり		式	1			

3. 納入期限 平成30年11月30日

4. 納入場所 仕様書のとおり

5. 契約保証金 免除

上記物品の売買について、注文者 支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 宮崎 一巳 を、甲とし、請負者 **** を乙として、次の条件により売買契約を締結する。

(総 則)

第1条 乙は、別紙仕様書、図面又は備付見本（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の契約物品（以下「物品」という。）を納入期限までに、納入場所に納入するものとし、甲は、これに対し、乙に代金を支払うものとする。

(仕様書等の解釈)

第2条 物品に関する仕様書等について疑義を生じたときは、すべて甲の解釈によるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、甲の書面による承認を得た場合を除くほか、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) この契約の全部又は大部分の履行を第三者に委任すること。
- (2) この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(設備等の調査)

第4条 甲は、必要と認めるときは、職員を派遣し、乙の設備、物品の製造過程その他契約履行の状況を調査することができるものとする。この場合において、乙は、甲又は当該職員の指示に従わなければならない。

(代理人等の変更)

第5条 甲は、乙の代理人、使用人又は労務者のうち著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対し、その事由を明示してその変更を求めることができる。

(物価変動等による契約金額の変更)

第6条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、甲乙協議して、契約金額を変更することができるものとする。

2 契約物品輸入の契約上の外国為替換算率変更による商品価格、運賃及び外国諸掛、銀行諸掛及び輸入税が変更され当該物品が輸入されたときの実績額が契約額と相違した場合は、乙はすみやかに証拠書類を甲に提出して契約金額の変更を申し出なければならない。

(納入期限の変更等)

第7条 甲は、その都合により納入期限又は納入場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、甲乙協議して、その金額を増減するものとする。

(納入の通知及び検査)

第8条 乙は、物品を納入するときは、納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。ただし、物品の納入場所が海上保安庁の所在地以外の場所(以下「隔地」という。)である場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の場合においては、納入のため物品を隔地の納入場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を納入場所の甲があらかじめ指定する職員その他の責任者に通知するものとする。

第9条 甲は、前条第1項の納入の通知を受けたときは、納入場所において検査を行うものとする。

2 乙は、納入場所が隔地である場合は、原料又は材料の配合、物品の性能等について検査を必要とする場合その他特別の事情がある場合には、甲があらかじめ指示するところに従い、物品の納入又は発送前その他適当な時期に検査申請書をもって必要な検査を甲に請求するものとし、甲は、物品の所在地その他適当な場所で検査を行うものとする。

3 甲は、前項の検査をした物品については、第1項の検査の一部を省略することがあるものとする。

4 甲は、第1項及び第2項の検査については、検査を行うべきことを命じた職員(以下「検査職員」という。)により、納入の通知又は検査の請求を受理した日(これらの日以降において乙が検査をなすべき日を指定したときは、その日)から10日以内(以下「検査期間」という。)に、仕様書等に指定した方法その他甲の適当と認める方法によりこれを行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

5 甲は、検査職員を命じたときは、その官職、氏名及び検査時期を乙に通知するものとする。

6 乙は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、乙が立ち会わないときは、甲は、単独で検査を行い、その結果を乙に通知するものとし、乙は、これに対して不服を述べることができない。

7 乙は、隔地の納入場所に物品が到着したときは、物品の数量及び運送によって生じた事故の有無について、納入場所における当該責任者の証明を受け、これを甲に提出するものとする。この場合において、甲は、乙が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置をするものとし、又この提出した証明を認確することによって第1項の検査に代えるものとする。

8 物品の検査場所への運搬その他検査に要する費用及び検査のため通常生ずる変質、変形、消耗、破損等による損失は、乙の負担とする。

(引渡物品の引渡)

第9条の2 甲より乙へ引渡す物品は、乙からの納入物品受領後、評価当時の現状有姿のまま引渡場所において引渡すものとし、乙は、直ちにこれを検査のうえ引き取るものとする。

2 前項の交換が終了した後において、甲の引渡物品にかしを発見しても、乙は、異論を申し立てないものとする。

(所有権の移転)

第10条 物品の所有権は、次項の場合を除き、納入場所において、甲が物品を合格品と認め数量の確認を終ったとき、乙から甲に移るものとする。

2 隔地を納入場所とした物品の所有権は、納入場所において、前条第7項の責任者が同項の証明のための調査を終り、異状のないことを確認したときから、合格物品についてのみ乙から甲に移るものとする。

3 物品の性質上必要な容器、包装等は、甲の所得とする。

4 自動車交換における所有権の移転については、別に定める特殊条項によるものとする。

(値引受領)

第11条 甲は、物品に多少不備な点があっても、契約した目的を達するうに支障がないと認めるときは、契約金額を相当額値引きして、これを受領することができるものとする。

(代品納入)

第12条 乙は、第9条の規定による検査に合格しない物品があるときは、直ちに、その代品を納入するものとする。

2 この契約の条項は、前項の代品の納入について準用する。

(不合格品等の措置)

第13条 乙は、甲から物品の不合格又は過納の通知を受けたときは、遅滞なく不合格又は過納の物品を引き取るものとする。

2 甲は、前項の場合において、相当期間内に乙が不合格又は過納の物品を引き取らないときは、乙の負担において、当該物品を他の場所に移し、又は第三者に保管を委託することができる。

(代金の支払)

第14条 甲は、乙が物品の完納後提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、第三管区海上保安本部において、その代金を乙に支払うものとする。

2 甲は、乙から支払請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを乙に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、乙の是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第15条 甲は、約定期間内に代金を支払わないときは、乙に対し、遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントとする。ただし、乙が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかつた日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 甲が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を乙に支払うものとする。

(納入期限の延伸)

第16条 乙は、納入期限までに物品を納入することができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び納入可納期日を明示して、甲に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 甲は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他乙の責めに帰することのでき

ない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第17条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から物品納入の日までの日数に応じ、当該納入物品の契約金額の年36.5パーセントに相当する金額とする。ただし、その総額が契約金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

2 前項の遅滞日数の計算については、甲が第8条第1項の納入の通知又は第9条第2項の検査の請求を受理した日（これらの日以後において乙が検査をなすべき日を指定したときはその日）の翌日から検査終了の日（不合格品については、不合格通知の日）までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(危険負担)

第18条 物品の所有権が移転する以前に生じた物品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(かし担保責任)

第19条 乙は、物品の所有権移転後1年（物品が甲の建造する船舶に装備されるべきものである場合は、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を甲が引渡しを受けた後1年を経過する日まで間）以内に、その物品に隠れたかし又は仕様書等に適合しないものがあることが発見されたときは、甲（船舶の配属先の管区本部長を含む。）の請求により、同種の良品と引き換え、若しくは修理（物品の引取り、引渡期間を含め30日以内に修理完了するものに限る。）をし、又は甲の算定した時価相当額をもってその損失額を弁償するものとする。

2 前項の期間は、かしが行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品を装備した船舶を甲が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

(契約の解除)

第20条 下記各号の一に該当するときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙から解約の申出があったとき。
- (2) 乙が納入期限までに物品を納入しないとき又は納入期限までに物品を納入する見込みがないことが明らかなきとき。
- (3) 物品が不合格となったとき。(納入期限前に物品が不合格となり納入期限内に合格品の納入の見込みがない場合を含む。)
- (4) この契約の履行について、乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき又はこれらの者が甲の行う調査若しくは検査を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。
- (5) 乙が第3条の規定に違反したとき。
- (6) 前各号のほか乙が契約に違反し、そのため甲が契約の目的を達することができないとき。
- (7) 乙が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

2 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第六号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 第1項第1号から第6号及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第1号から第3号までの場合において、乙の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

第21条 甲は、前条に定める場合のほか、自己の都合により契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、甲は、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

(相殺等)

第22条 この契約により甲が乙から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、甲が当該金額と相殺することができる債務を乙に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお甲において取得金がある場合又は甲が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、乙が甲の指定する相当の限期までにこれらの金額を支払わないときは、乙は、甲に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.7パーセント」とあるのは「年5パーセント」と、同項ただし書中「乙」とあるのは、「甲」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第23条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以

下「乙等」という。に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第24条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成30年8月9日

甲	住 所	神奈川県横浜市中区北仲通5-57
		支出負担行為担当官
	氏 名	第三管区海上保安本部長 宮崎 一巳

乙	住 所	
	氏 名	